

●香川県監査委員告示第1号

包括外部監査人岡林正文が実施する監査の事務を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により次の者に補助されることについて、監査委員と包括外部監査人岡林正文との間で協議が調ったので、同条第2項の規定により、告示する。

平成23年6月10日

香川県監査委員 仲山省三

同 鍋嶋明人

同 綾田福雄

同 黒島啓

補助者の氏名	住 所	補助できる期間
高田 武	高松市中央町9番2号	平成23年6月10日から 平成24年3月31日まで